

平成28・29年度保険料率（案）

算定基礎

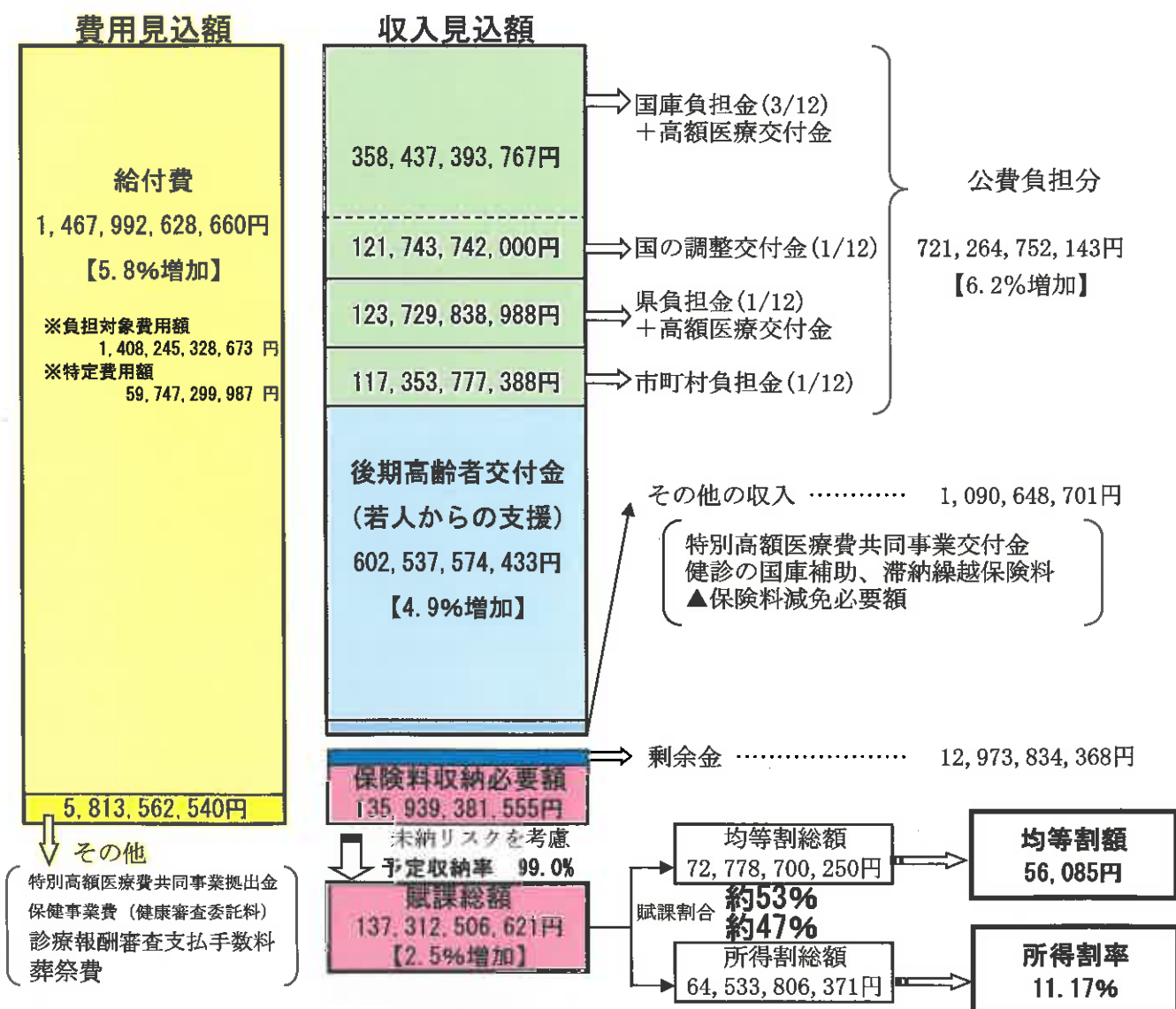
	【第4期】 平成26・27年度	【第5期】 平成28・29年度
被保険者数	1,231,137人	1,297,650人
一人あたり給付費	1,126,833円	1,131,270円
後期高齢者負担率	10.73	10.99
予定保険料収納率	99.0%	99.0%
均等割と所得割の比率	52:48 (1:所得係数0.9139) ※	53:47 (1:所得係数0.8954) ※
賦課限度額（保険料上限額）	57万円	57万円
所得の伸び率	0.9825	0.9973

※ 所得係数 = 福岡県の一人あたり旧ただし書き所得 / 全国の一人あたり旧ただし書き所得

保険財政見通し

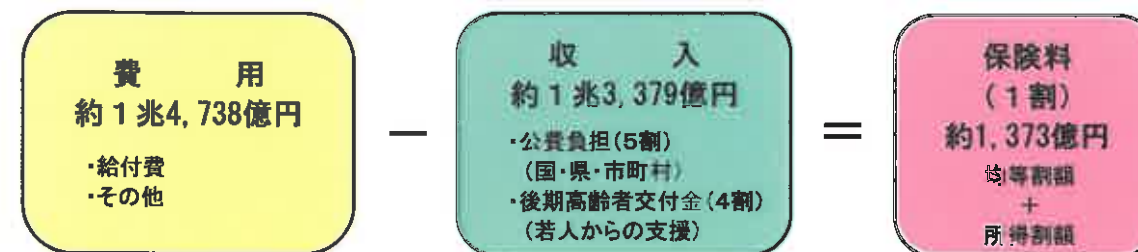
※【】内は、平成26・27年度保険料率算定時見込額との比較

2か年度の財政規模 1,473,806,191,200円 【5.8%増加】



※ 均等割額と所得割率の算出については、標準システム内で計算をおこなっているため、賦課総額 × 賦課割合 = 均等割総額又は所得割総額 とはならない場合があります。

平成28・29年度保険財政見通しと保険料の概要



保険料率等

区分	【第4期】 平成26・27年度	【第5期】 平成28・29年度	増減 (%)
保険料率	均等割額	56,584円	56,085円 ▲499円 (▲0.9%)
	所得割率	11.47%	11.17% ▲0.30ポイント (▲2.6%)
保険料の 賦課限度額 (保険料上限額)	57万円	57万円	0万円 (0.0%)
1人あたり 保険料額 (軽減適用後)	78,717円	76,506円	▲2,211円 (▲2.8%)

※ 被保険者実態調査とは、厚生労働省が9月30日現在の被保険者の年齢構成、保険料収納額や所得及び保険料賦課の状況等について調査するもの。

上昇抑制策

【1人あたり保険料の増加率の比較】

保険料上昇抑制策なしの場合 83,756円

抑制策なしの場合の増加率
約6.4%
(前回 約7.5%)

◎ 保険料上昇抑制のために講じる措置

平成26・27年度の保険財政収支に係る剰余金の活用
剰余金 ⇒ 約130億円

上昇抑制措置後の保険料 76,506円

抑制措置後の増減率
約▲2.8%
(前回 約1.4%)

資料編

1. 保険料賦課総額の算出根拠について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 後期高齢者医療保険料のモデルケース・・・・・・・・・・・・	10
3. 協会けんぽの保険料額及び 主な市町村の国民健康保険料（税）額との比較・・・・・・・・	11

保険料賦課総額の算出根拠について

平成28・29年度 保険料賦課総額		
		(単位：円)
費用	① 給付費	1,467,992,628,660
	② 財政安定化基金拠出金	0
	③ 特別高額医療費共同事業拠出金	502,568,140
	④ 保健事業費（健康診査）	791,792,400
	⑤ 診療報酬審査支払手数料	2,255,552,000
	⑥ 葬祭費	2,263,650,000
	合 計 A	1,473,806,191,200
収入	① 国庫負担金（高額医療交付金を含む）	358,437,393,767
	② 調整交付金	121,743,742,000
	③ 都道府県負担金（高額医療交付金を含む）	123,729,838,988
	④ 市町村負担金	117,353,777,388
	⑤ 後期高齢者交付金	602,537,574,433
	⑥ 特別高額医療費共同事業交付金	502,568,140
	⑦ 国庫補助（健診補助）	92,331,000
	⑧ 滞納繰越保険料収納額	540,362,141
	⑨ 保険料減免必要額	▲ 44,612,580
	⑩ 現特定期間の剰余金繰入れ（保険料増加抑制）	12,973,834,368
	⑪ 財政安定化基金からの交付金（保険料増加抑制）	0
合 計 B	1,337,866,809,645	
保険料収納必要額	C (A - B)	135,939,381,555
予定保険料収納率	D	99.0%
賦 課 総 額	(C / D)	137,312,506,621

費用

① 給付費

【概要】

被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金及び第三者行為返納金等相当を控除した額に入院時食事療養費等の額を加えたもの。

【算出方法】

平成28・29年度における被保険者数及び1人当たり給付費の推計値を基に算出した。

$$\text{給付費見込額} = \text{1人当たり給付費（推計値）} \times \text{被保険者数（推計値）}$$

◆ 被保険者数の推計

福岡県の統計「福岡県人口移動調査」の年齢別人口、死亡・転出入による人口移動率のほか、これまでの被保険者数の増加減少の実績値や、市町村からの住民基本台帳情報を基に75歳到達予定者数、被保険者の死亡者数などを推計し算出。

平成27年度	619,539人	} 合計	1,297,650人
平成28年度	639,828人		
平成29年度	657,822人		

◆ 1人当たり給付費の推計

- 平成27年度の給付費推計については5月～12月の給付実績合計額に、1月から翌年4月までの4か月分の給付見込額（注1）を加えて算出した。

注1）過去6か年の12月末給付実績に対する翌年4月末までの1年間の給付実績の増加率の平均値により推計

- 平成28、29年度の給付費推計については、平成27年度推計までの過去7か年の対前年度伸び率の平均値（+1.54%）と設定した上で、平成28年度診療報酬改定及び平成29年4月1日の消費税率引き上げの影響を加味した。

＜診療報酬改定の影響 ▲0.84%＞	
・診療報酬本体	+0.49%
・薬価	▲1.22% このほか市場拡大再算定による薬価の見直し ▲0.19%
・材料価格	▲0.11%

＜消費税率引き上げの影響 +0.91%：平成26年度診療報酬改定時の例に準じて推計＞	
26N	+1.36%（税率3%増に伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増対応分）
29N	税率2%増であるため、+1.36%×2/3=0.91%

給付費見込額

年度	1人当たり給付費（円）		被保険者数（人）		給付費（円）	
	補率%		補率%		円	補率%
26	0.14%	1,094,254	1.90%	604,396	(実績) 661,363,010,601	2.04%
27	1.42%	1,109,742	2.51%	619,539	(見込) 687,528,448,938	3.96%
28	0.76%	1,118,176	3.27%	639,828	A 715,440,313,728	4.06%
29	2.31%	1,144,006	2.81%	657,822	B 752,552,314,932	5.19%
特定期間における一人当たりの給付費		平成26・27年度 (26N実績+27N見込)		1,102,094		
		平成28・29年度 (見込)		1,131,270		

※特定費用額（現役並み所得者に係る費用額）

平成26年度実績を基に、給付費総額のうち4.07%相当と見込む。

【費用額】

次期特定期間に係る給付費	A + B	1,467,992,628,660 円
このうち特定費用額		59,747,299,987 円

② 財政安定化基金拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第116条、附則第14条の2

- ◆ 保険料の未納リスク、給付費の増加リスクによる広域連合の財政不足に対応するため、県に基金を設置し、広域連合に対し資金の交付及び貸し付けを行うもの。なお、保険料の上昇抑制に向けての活用も可能となっている。
- ◆ 基金の積み立て財源として、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出する。
- ◆ 厚生労働省が提示した平成28・29年度における財政安定化基金拠出率は0.041%であるが、平成28・29年度においては、これまでの基金積み立てで対応可能なため、拠出率は0%の予定。

③ 特別高額医療費共同事業拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出により1件400万円を超えるレセプトに係る、200万円超分のうち保険料で賄う部分について、財政調整するもの。公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が交付金を交付する共同事業を行う。

【算出方法】

平成26年度実績及び平成27年度の見込額を基に、平成28・29年度の見込額を算出した。

【費用額】

平成28・29年度における共同事業拠出金額

502,568,140円

④ 保健事業に要する費用（健康診査）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第125条

生活習慣病予防及びその予備軍を早期に発見し、早期治療や予防に繋げていくことにより、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に資することを目的として実施する。

- ◆ 実施方法：個別健診（広域連合直営）、集団健診（市町村委託）の併用。
- ◆ 実施基準：厚生労働省「特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準」に準じて実施。
- ◆ 受診対象：被保険者（ただし生活習慣病で治療中など一定の要件に該当する者は除く）
- ◆ 自己負担：一律500円（平成26年度、27年度と同額）

【算出方法】

（健診単価－自己負担）×受診対象者数＋事務費

【費用額】

年度	健診単価－自己負担 円	受診対象者数 人	健診に要する費用 円
28年度	集団健診 5,883	4,779	28,114,857
29年度	個別健診 7,940	67,888	539,030,720
	事務費（通信運搬費、委託料、負担金）		224,646,823
	計		791,792,400

※ 受診対象者の算出

平成27年度受診対象見込み数を基に、増加数を見込んで推計した。

⑤ 審査支払手数料

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第70条

レセプトの審査（療養費の審査を除く）及び医療機関に対する診療報酬の支払業務を国保連合会へ委託するもの。

【算出方法】

審査支払手数料単価 × 平成28・29年度の審査支払見込件数

【費用額】

年度	審査支払 手数料単価 円	※ 審査支払 見込件数 枚	審査支払手数料 円
28年度	52	21,313,000	1,108,276,000
29年度		22,063,000	1,147,276,000
計			2,255,552,000

※ 審査支払見込件数の算出

平成27年度の審査支払い件数の見込みに、過去3年の伸び率の平均値を基に推計した増加率を乗じて算出した。

◇ 平成27年度年間審査支払件数見込み … 20,588,894枚

◇ 年間審査支払件数の増加率 … 3.52%

⑥ 葬祭費

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第86条

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条

◆ 被保険者の死亡に対し条例で定めるところにより葬祭費の支給を行うもの。

【算出方法】

支給額 × 死亡者数

【費用額】

年度	支給額 円	※死亡者数 人	葬祭費 円
28年度 29年度	30,000	75,455	2,263,650,000

※ 死亡者数について

◇ 死亡者数 平成28・29年度死亡者数の見込人数

収 入

① 国庫負担金

(1) 国の定率負担

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項

国は、広域連合に対し、「負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）」の12分の3を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 3/12

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	715,440,313,728	29,118,420,769	3/12	171,580,473,239
29年度	752,552,314,932	30,628,879,218		180,480,858,928
			合計	352,061,332,167 A

(2) 高額医療公費負担

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第2項

国は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、その4分の1を負担する。

【算出方法】

80万円を超える部分の給付費 × [($\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}}$ × 1/12) + 後期高齢者負担率] × 1/4
後期高齢者負担率は10.73%から10.99%へ変更予定

【収入額】

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
28年度	64,334,984,745	3,053,365,182
29年度	70,009,845,079	3,322,696,418
		合計
		6,376,061,600 B

※ 80万円を超える部分の給付費について
 平成26年度実績を基に平成28・29年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

平成 28・29年度における国庫負担金額 A + B 358,437,393,767 円

② 調整交付金

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第95条

- ◆ 国は、広域連合間の財政調整を図るため、広域連合に対し調整交付金を交付する。
- ◆ 交付総額は、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1とする。
- ◆ そのうち、10分の9相当を広域連合間の所得格差による財政の不均衡を是正するために交付する普通調整交付金、10分の1相当を災害その他特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金とする。

【算出方法】

◆ 普通調整交付金

$$\left[\left\{ \text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} + \text{負担対象額} \times \left(\frac{1}{12} \times \text{普通調整係数} \right) \right\} - \text{特別調整控除額} \right] \times \text{補正係数} \\ - \left\{ \left(\text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} \right) \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \text{所得係数} \right) \right\} \times \text{補正係数}$$

◆ 特別調整交付金（結核性疾患及び精神病に係る給付費が多額である場合に該当）

【交付要件】市町村ごとに調整対象需要額※のうち結核性疾患及び精神病に係る給付費の占める割合が100分の15を超える場合。

※ 調整対象需要額は給付費のうち保険料で賄う部分

【算出式】調整対象需要額 × 当該を超える部分の割合 × 8/10以内の額

【収入額】

年度	区分	調整交付金額 円
28年度 29年度	普通調整交付金	121,652,621,000
	特別調整交付金（結核・精神）	91,121,000
計		121,743,742,000

③ 都道府県負担金

(1) 都道府県の定率負担

【概要】高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項

都道府県は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

【算出方法】

$$\text{負担対象額} (\text{給付費} - \text{特定費用額}) \times 1/12$$

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	715,440,313,728	29,118,420,769	1/12	57,193,491,079
29年度	752,552,314,932	30,628,879,218		60,160,286,309
合計				117,353,777,388 A

(2) 高額医療公費負担

【概要】高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項

都道府県は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分についてその4分の1を負担する。

【算出方法】

$$80\text{万円を超える部分の給付費} \times \left[\left(\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}} \times 1/12 \right) + \text{後期高齢者負担率} \right] \times 1/4$$

後期高齢者負担率は10.73%から10.99%へ変更予定

【収入額】

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
28年度	64,334,984,745	3,053,365,182
29年度	70,009,845,079	3,322,696,418
合計		6,376,061,600 B

※ 80万円を超える部分の給付費について
平成26年度実績を基に平成26・27年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

平成28・29年度における都道府県負担金額 A + B	123,729,838,988 円
-----------------------------	-------------------

④ 市町村負担金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第98条

市町村は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の1/12の1を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 1/12

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	715,440,313,728	29,118,420,769	1/12	57,193,491,079
29年度	752,552,314,932	30,628,879,218		60,160,286,309
合計				117,353,777,388

⑤ 後期高齢者交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第100条

支払基金は、広域連合に対し負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）から後期高齢者の負担額及び公費負担額を除いた額及び特定費用額のうち後期高齢者の負担額を除いた額の合計額を交付する。

なお、この交付金は支払基金が保険者から徴収する後期高齢者支援金をもって充てる。

【算出方法】

負担対象額 × [1 - (後期高齢者負担率10.99/100 + 公費負担率50/100)]
+ 特定費用額 × (1 - 後期高齢者負担率10.99/100)

【収入額】

年度	区分	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	後期高齢者交付金額 円
28年度	一般	715,440,313,728	29,118,420,769	39.01/100	267,734,170,443
	現役並み所得者	—	29,118,420,769	89.01/100	25,918,306,326
29年度	一般	752,552,314,932	30,628,879,218	39.01/100	281,622,332,272
	現役並み所得者	—	30,628,879,218	89.01/100	27,262,765,392
総計					602,537,574,433

⑥ 特別高額医療費共同事業交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件400万円を超えるレセプトに係る、200万円超分のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が各広域連合から徴収した拠出金を基に交付金を交付するもの。

【算出方法】

特別高額医療費共同事業拠出金と同額を見込む。

【収入額】

平成28・29年度における共同事業交付金額	502,568,140 円
-----------------------	---------------

⑦ 国庫補助（健診に対する補助）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第102条

厚生労働省「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」

広域連合が実施する健康診査に要する費用について国が健診基準単価の3分の1の補助を行うもの。

【算出方法】

健診基準単価 × 受診対象者数 × 補助率

【収入額】

健診基準単価			受診対象者		補助率	国庫補助金額	
円			人				円
集団健診	経過措置	課税	4,190	28年度	856	1/3	6,396,000
				29年度	904		
	非課税		5,390	28年度	372		
				29年度	392		
	原則	課税	3,180	28年度	816		
				29年度	862		
非課税		4,090	28年度	281			
			29年度	296			
個別健診	課税		3,450	28年度	21,433	85,935,000	
				29年度	22,623		
	非課税		4,440	28年度	11,594		
				29年度	12,238		
計						92,331,000	

⑧ 滞納繰越保険料収納額

【概要】

99.0%の収納を予定している現年度保険料とは別に、過年度からの繰越分滞納保険料について見込まれる収納額を収入として計上するもの。

【算出方法】

平成26年度からの滞納繰越額及び当該繰越分に係る収納実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し、収納見込額を算出。

【収入額】

平成28・29年度における滞納繰越保険料収納額	540,362,141 円
-------------------------	---------------

⑨ 保険料減免必要額

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第111条
福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条

条例で定めるところにより実施する保険料の減免については、保険料を財源とするため、次期特定期間において見込まれる保険料減免相当額を収入から減じるもの。(マイナス計上)

【算出方法】

平成26年度の減免実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し算出。

【収入額】

平成28・29年度における保険料減免必要額

△ 44,612,580 円

⑩ 現特定期間の剰余金の繰入

【概要】

平成26・27年度の特定期間を通じて、生じると見込まれる精算後の剰余金について、その全額を平成28・29年度の収入として繰入れる。

【収入額】

平成28・29年度の収入として繰入れる額

12,973,834,368 円

⑪ 財政安定化基金からの交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の2

平成27年8月24日、11月4日及び12月25日付 厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡において、保険料の上昇を抑制するため財政安定化基金の取扱いについて示されている。

なお、平成28・29年度における保険料上昇抑制のための財政安定化基金からの交付金については、見込まれる剰余金の活用で保険料の上昇が抑制されているため、計上しない。

予定保険料収納率

【算出方法】

必要な収納対策を実施することにより、収納率99.0%を維持する。

平成28・29年度の予定収納率
(特別徴収、普通徴収を合わせた広域連合全体の収納率)

99.0%

平成28・29年度 後期高齢者医療保険料のモデルケース

取扱注意

●保険料率の改定

	保険料率		賦課限度額
	均等割額	所得割率	
現行	56,584円	11.47%	570,000円
改定後	56,085円	11.17%	570,000円
差引	-499円	-0.30	0円

単身①

老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	保険料(年額)	均等割額	所得割額
		5,650円 (0.72%)	5,658円 (9割軽減)	0円
改定後 (収入比)	5,600円 (0.72%)	5,608円 (9割軽減)	0円	
差引	-50円	-50円	0	
伸び率	-0.9%			

単身②

厚生年金受給者 年金収入194.5万円	現行 (収入比)	保険料(年額)	均等割額	所得割額
		69,060円 (3.55%)	45,267円 (2割軽減)	23,800円 (5割軽減)
改定後 (収入比)	51,220円 (2.63%)	28,042円 (5割軽減)	23,178円 (5割軽減)	
差引	-17,840円	-17,225円	-622円	
伸び率	-25.8%	-38.1%	-2.6%	

夫婦①

夫・厚生年金受給者 年金収入220.5万円	現行 (収入比)	保険料(年額)	均等割額	所得割額
		122,690円 (5.56%)	45,267円 (2割軽減)	77,423円
改定後 (収入比)	103,440円 (4.69%)	28,042円 (5割軽減)	75,398円	
差引	-19,250円	-17,225円	-2,025円	
伸び率	-15.7%	-38.1%	-2.6%	
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	45,260円 (5.80%)	45,267円 (2割軽減)	0円
		改定後 (収入比)	28,040円 (3.59%)	28,042円 (5割軽減)
差引	-17,220円	-17,225円	0	
伸び率	-38.0%	-38.1%		

夫婦②

夫・厚生年金受給者 年金収入263万円	現行 (収入比)	保険料(年額)	均等割額	所得割額
		182,750円 (6.95%)	56,584円	126,170円
改定後 (収入比)	167,730円 (6.38%)	44,868円 (2割軽減)	122,870円	
差引	-15,020円	-11,716円	-3,300円	
伸び率	-8.2%	-20.7%	-2.6%	
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	56,580円 (7.25%)	56,584円	0円
		改定後 (収入比)	44,860円 (5.75%)	44,868円 (2割軽減)
差引	-11,720円	-11,716円	0	
伸び率	-20.7%	-20.7%		

夫婦③

夫・厚生年金受給者 年金収入300万円	現行 (収入比)	保険料(年額)	均等割額	所得割額
		225,190円 (7.51%)	56,584円	168,609円
改定後 (収入比)	220,280円 (7.34%)	56,085円	164,199円	
差引	-4,910円	-499円	-4,410円	
伸び率	-2.2%	-0.9%	-2.6%	
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	56,580円 (7.25%)	56,584円	0円
		改定後 (収入比)	56,080円 (7.19%)	56,085円
差引	-500円	-499円	0	
伸び率	-0.9%	-0.9%		

※ 保険料(年額)は、10円未満を切り捨てます。

※ 均等割額の軽減は、世帯の所得に応じて決定されるので、夫婦①の世帯は夫、妻ともに5割軽減、夫婦②の世帯は夫、妻ともに2割軽減となり、夫婦③の世帯は夫、妻ともに軽減はありません。

1 協会けんぽの保険料額(平成27年度)との比較

●保険料率

	後期高齢者医療		協会けんぽ	
	H28・29	H27	労使合計	本人負担分
均等割額	56,085円	56,584円	-	-
世帯割額	-	-	-	-
所得割率	11.17	11.47	10.09	5.05
賦課限度額	570,000円	570,000円	-	-
平均保険料(年額)	76,506円	77,507円	-	-

所得割率について

◆後期高齢者医療…基礎控除後の総所得金額に対する料率

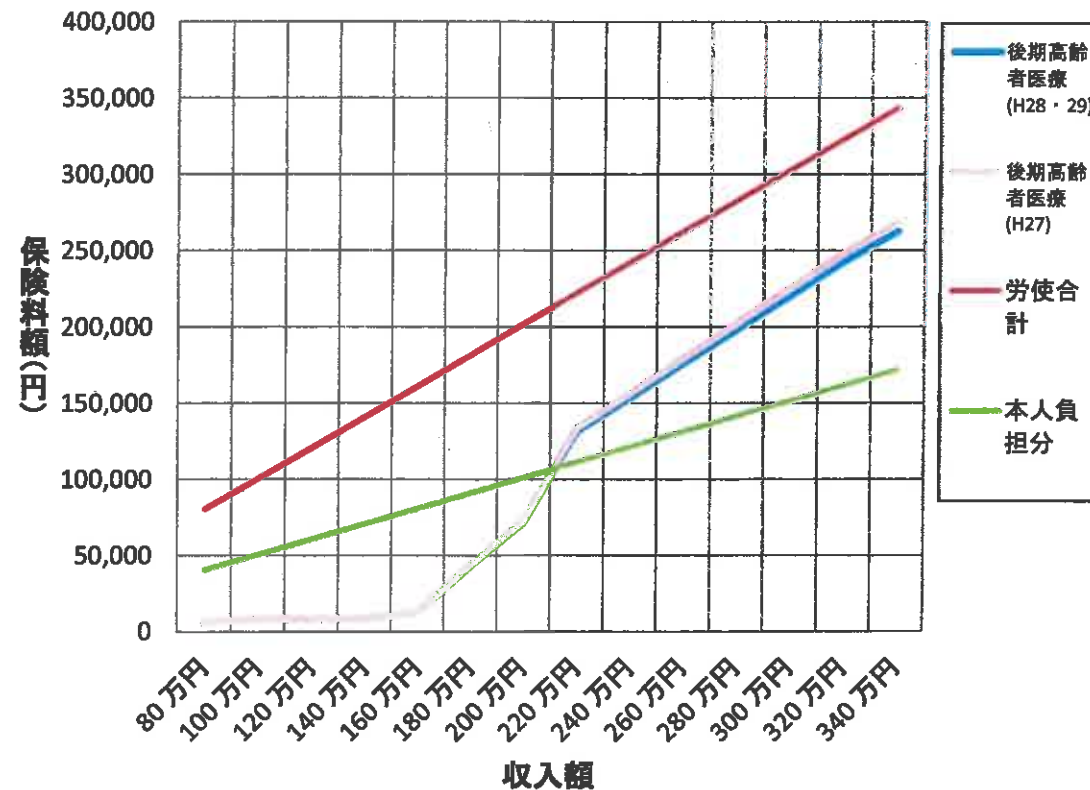
▲協会けんぽ…収入に対する料率

●保険料額(単身世帯で「年金収入のみ」と「給与収入」の場合の比較)

収入額	後期高齢者医療(H28・29)		後期高齢者医療(H27)		協会けんぽ		
	収入に占める割合	収入に占める割合	収入に占める割合	収入に占める割合	労使合計	本人負担分	収入に占める割合
80万円	5,600	0.70%	5,650	0.71%	80,720	40,360	5.05%
100万円	8,410	0.84%	8,480	0.85%	100,900	50,450	5.05%
120万円	8,410	0.70%	8,480	0.71%	121,080	60,540	5.05%
140万円	8,410	0.60%	8,480	0.61%	141,260	70,630	5.05%
160万円	12,320	0.77%	12,500	0.78%	161,440	80,720	5.05%
180万円	43,120	2.40%	43,770	2.43%	181,620	90,810	5.05%
200万円	71,110	3.56%	72,220	3.61%	201,800	100,900	5.05%
220万円	130,920	5.95%	133,430	6.07%	221,980	110,990	5.05%
240万円	153,260	6.39%	156,370	6.52%	242,160	121,080	5.05%
260万円	175,600	6.75%	179,310	6.90%	262,340	131,170	5.05%
280万円	197,940	7.07%	202,250	7.22%	282,520	141,260	5.05%
300万円	220,280	7.34%	225,190	7.51%	302,700	151,350	5.05%
320万円	242,620	7.58%	248,130	7.75%	322,880	161,440	5.05%
340万円	262,170	7.71%	268,200	7.89%	343,060	171,530	5.05%

※後期高齢者医療の所得割保険料は、年金収入211万円以下の場合5割の軽減措置がある。

協会けんぽとの比較(単身世帯)



2 主な市町村の国民健康保険料(税)額(平成27年度)との比較

●保険料率

	後期高齢者医療		国民健康保険							
	H28・29	H27	北九州市	福岡市	久留米市	豊前市	春日市	大野城市	宗像市	志免町
均等割額	56,085円	56,584円	27,330円	29,524円	34,700円	27,000円	31,500円	29,000円	36,500円	28,000円
世帯割額	-	-	35,480円	31,331円	28,600円	33,000円	31,500円	29,000円	36,500円	33,000円
所得割率	11.17	11.47	10.40	11.39	12.03	10.40	8.60	8.50	10.00	9.00
賦課限度額	570,000円	570,000円	690,000円	690,000円	690,000円	690,000円	690,000円	690,000円	690,000円	690,000円
平均保険料(年額)	76,506円	77,507円	-	-	-	-	-	-	-	-

※国民健康保険の保険料率は、医療分と支援分の合計です。(介護分を除く)

●保険料額(単身世帯、年金収入のみの場合)

収入額	後期高齢者医療		国民健康保険							
	H28・29	H27	北九州市	福岡市	久留米市	豊前市	春日市	大野城市	宗像市	志免町
80万円	5,600	5,650	18,830	18,200	18,900	18,000	18,900	17,400	21,800	18,300
120万円	8,410	8,480	18,830	18,200	18,900	18,000	18,900	17,400	21,800	18,300
160万円	12,320	12,500	26,110	26,200	27,300	25,280	24,800	23,200	28,800	24,500
170万円	37,530	38,040	49,080	49,700	52,000	47,680	46,000	43,300	53,400	45,700
180万円	43,120	43,770	59,480	61,000	64,000	58,080	54,600	51,800	63,400	54,700
190万円	48,700	49,510	69,880	72,500	76,000	68,480	63,200	60,300	73,400	63,700
200万円	71,110	72,220	99,120	102,100	107,100	96,880	90,700	86,200	105,300	91,000
210万円	76,700	77,950	109,520	113,500	119,100	107,280	99,300	94,700	115,300	100,000
220万円	132,930	133,430	132,490	137,100	143,800	129,680	120,500	114,800	139,900	121,200
230万円	144,400	144,900	142,890	148,500	155,800	140,080	129,100	123,300	149,900	130,200
240万円	155,870	156,370	153,290	159,800	167,900	150,480	137,700	131,800	159,900	139,200
250万円	167,340	167,840	163,690	171,300	179,900	160,880	146,300	140,300	169,900	148,200
260万円	178,810	179,310	174,090	182,600	191,900	171,280	154,900	148,800	179,900	157,200
270万円	190,280	190,780	184,490	194,100	204,000	181,680	163,500	157,300	189,900	166,200

国民健康保険料との比較(単身世帯、年金収入のみ)

